

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 社会を支える福祉支援の充実
-----	-----------------

施策主管課	保健福祉総務課	総合計画記載頁	95ページ
-------	---------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	5 都市の福祉力を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	充実した保健・福祉サービスにより、住み慣れた地域において自立した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	--------------	---------------------	--

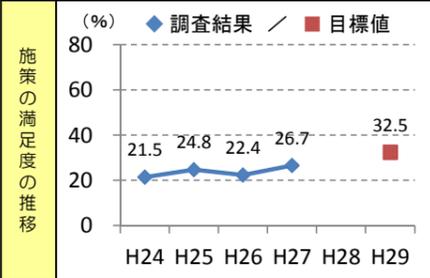
2 施策の取組状況

施策目標	市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
																		指標1
	現状値	実績値	57,450	55,435	57,776	58,295				目標値(H29)	32.5%							
	目標値(H29)	単年度の達成度	99.7%	95.7%	99.3%	99.7%				前年度からの増減		3.3%	-2.4%	4.3%				
指標2	生活保護受給者等の就労支援による就労件数(件)	単年度目標値	80	100	120	140	160	180	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)								B
	現状値	実績値	83	254	215	221			【参考】中核市等との水準比較	生活保護率(%)	中核市平均	17.61	18.47	19.26	19.37			
	目標値(H29)	単年度の達成度	103.8%	254.0%	179.2%	157.9%					実績値	15.30	16.00	16.50	16.60			
	現状値	実績値									中核市での本市の順位	21位/41市中	20位/41市中	19位/42市中	20位/43市中			
	目標値(H29)	単年度の達成度									中核市平均							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逡減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※ 評価の考え方

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 社会的弱者に対する虐待や高齢者の孤立死などの社会問題が発生し、さらに、多発する自然災害を契機に、地域の支え合いや助け合いの重要性が改めて見直されるなど、社会情勢の変化に伴い、様々な課題が生じており、早急な対応が求められている。 全国の生活保護受給者は、依然として高い水準で推移しており、そのような状況を背景に、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法が施行され、生活保障制度の見直しが行われた。本市においても高齢者を中心に生活保護受給者が増加傾向にあり、不正受給も依然として多いことから、より一層の生活保護の適正執行が求められている。 高齢化や核家族世帯の増加、制度の周知・普及などにより、福祉サービスの利用が増加しているため、より一層の福祉サービス事業者への適正な指導が求められている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉に関する相談取扱件数が増加しているほか、生活保護受給者等に対する就労促進の充実強化により就労件数も増加しており、市民満足度は上昇した。 	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉に関する相談取扱件数は、保健と福祉の相談窓口や家庭訪問など、相談機会の確保や周知に努めたことにより、概ね順調に推移している。 生活保護受給者等の就労支援による就労件数は、「ハローワークとの一体的事業」、「就労促進指導員を活用した就労支援」、「民間委託による就労支援」、「個別自立支援プログラム」など生活保護受給者等に対する就労支援に努めたことにより、就労件数は目標値を上回った。 				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	苦情解決事業		福祉サービスに関する苦情の解決	福祉サービス利用者	・苦情の相談対応 ・事例検討会の開催	計画どおり	36	H15		市が提供する福祉サービス等についての苦情に対応するため、引き続き、構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適正に運営していく。
2	保健と福祉の相談業務	★	健康の保持・増進、疾病予防、育児不安等の軽減	市民	・保健と福祉の相談	計画どおり	276	H10		市民ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、関係機関等との緊密な連携や住民等と協働しながら効果的な事業展開を行う。
3	地域保健福祉の情報提供	★	健康づくりに対する意識の高揚	市民	・保健と福祉の情報提供	計画どおり		H24		市民の主体的な健康づくりに対する意識の高揚につながるよう、啓発内容の検討や保健福祉情報の充実を図っていく。
4	社会福祉施設検査指導		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人に対する指導監査	計画どおり	85	H26		市内の社会福祉法人・施設に対して、定期的に指導監査を行うことで、社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図っていく。
5	障がい福祉サービス事業者指導監督		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導監査	計画どおり	1,146	H24		市内の障害者総合支援法に規定される障がい福祉サービス事業者に対して、定期的に実地指導を行うことで、障がい福祉サービスの質の向上を図っていく。
6	介護事業者指導監督		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護保険事業者	介護事業者に対する指導監査	計画どおり	1,740	H20		市内の介護事業者に対して、定期的に実地指導を行うことで、介護サービスの質の向上を図っていく。
7	生活困窮世帯の的確な把握	○★	潜在する生活困窮世帯を早期に把握	生活困窮者世帯・ホームレス	・関係各課への情報提供依頼 ・ホームレス実態調査の実施	計画どおり		H12		生活困窮者の自立を支援するため、引き続き関係各課からの情報提供やホームレス実態調査等により生活困窮世帯の早期把握に努め、必要に応じて生活保護の相談申請や各種福祉サービスの提供など、適切な支援をしていく。
8	自立相談支援事業		生活困窮状態からの早期脱却支援	生活困窮者	・相談支援窓口を設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	15,377	H26		自立相談機関窓口の支援体制を整備し、庁内関係各課や関係機関、民生委員等との連携を更に強化しながら、積極的なアウトリーチなどによる生活困窮世帯の早期把握に努めるとともに、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、困窮状態からの早期脱却を図っていく。
9	学習支援事業		子どもの将来の自立促進と貧困連鎖の防止	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生	・学習支援教室の開催 ・通信添削の実施 ・高校進学に関する進路相談の実施	計画どおり	12,319	H26		高校等への進学を促進するため、引き続き学習支援教室の開催及び通信添削を実施し、個々の学力に応じた学習指導等を行い、学習習慣や学習意欲の向上を図っていく。
10	生活保護制度の適正実施(就労支援の推進)	○★	被保護世帯の就労自立の促進	生活保護受給者	・ハローワークと一体となった就労支援 ・就労促進指導員による就労支援 ・民間委託による就労支援 ・ケースワーカーによる個別自立支援	計画どおり	27,464	H18		生活保護受給者の就労支援を行うため、引き続き、「ハローワークとの一体的事業」や「民間委託による就労支援」など、各種就労支援事業を実施し、支援対象者に見合った支援プログラムの提供により就労につなげるとともに、就労後もフォローアップを行いながら職場定着を図っていく。
11	生活保護制度の適正実施(医療扶助の適正実施)	○★	被保護世帯に対する適正な医療扶助の提供	生活保護受給者	医療扶助に係るレセプト点検業務を専門業者に委託する	計画どおり	1,958	H14		後発医薬品の使用の促進指導、自立支援医療など他法による医療給付の活用を指導し、医療扶助の適正運営に努めるなど、生活保護の適正な実施を図っていく。
12	民生委員活動等に対する支援		民生委員活動を遂行するために必要な知識及び技術の習得や民児協の地域福祉活動事業の支援	民生委員児童委員	・民生委員に対する研修会や民児協の事業に対する補助	計画どおり	18,872	S29		民生委員児童委員が相談活動を行う上で必要な知識や技術を習得できるよう研修事業を支援するとともに、民生委員児童委員協議会の地域福祉活動事業を支援していく。
13	社会を明るくする運動		犯罪や非行のない明るい社会の実現	市民	・啓発運動の実施	計画どおり	130	S57		更生保護や犯罪・非行の未然防止のため、引き続き保護司会や更生保護女性会などの関係団体と連携し、「社会を明るくする運動推進市民のつどい」などの啓発運動を実施していく。
14	宇都宮保護区保護司会補助金		保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化	宇都宮保護区保護司会	・宇都宮保護区保護司会の取組に対する補助	計画どおり	1,580	H25		市民福祉の向上を図るため、引き続き更生保護並びに犯罪予防活動を支援する。
15	宇都宮更生保護女性会補助金		更生保護並びに非行防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	・宇都宮更生保護女性会の取組に対する補助	計画どおり	110	H25		犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、引き続き更生保護女性会による地域福祉活動事業を支援していく。
16	産休等代替職員費補助金		救護施設の健全な施設運営の確保及び被保護者への処遇の充実	救護施設	・救護施設職員の出産又は疾病による代替職員雇用支援	計画どおり		H12		救護施設における入所者への適正な保護を実施するため、引き続き産休等の代替職員の雇用の確保を支援していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <p>◆保健・福祉サービスの相談及び情報提供については、多様な福祉サービスの中から、適切なサービスを受けられるよう、情報提供手段や総合的な相談機能の充実が求められている。</p> <p>◆生活保護受給者の増加率は鈍化しているが、高齢者を中心として増加傾向は続くものと見込んでおり、引き続き生活保護制度の適正な運用に努めながら、就労支援など自立に向けた支援策を推進する必要がある。また、平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者世帯の早期把握と包括的な支援を行うため、関係機関等との連携をさらに強化していく必要がある。</p>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供され、自立性の高い生活が送れるよう、引き続き、保健・福祉サービスの相談・情報提供や福祉サービス事業者の適切な運営のための指導監督に努めるとともに、生活保護に至る前の生活困窮者世帯に対する自立支援策に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆保健と福祉の相談業務 ニーズに応じた適切な保健福祉サービスが提供できるよう、関係機関や住民と連携・協働し、事業を実施していく。</p> <p>◆地域保健福祉の情報提供 市民の主体的な健康づくりに対する意識の高揚につながるよう、啓発内容の検討や保健福祉情報の充実を図っていく。</p> <p>◆生活困窮世帯への支援の充実 訪問調査等により生活保護受給者の生活実態を的確に把握し、必要な指導・助言を行うとともに、就労支援の充実強化や医療扶助の適正化、不正受給防止対策など、引き続き生活保護制度を適正に実施していく。 また、生活困窮者に対する支援については、庁内関係各課や関係機関等と情報を共有しながら、早期把握のための積極的なアウトリーチ(*)を行い、自立に向けたきめ細かな支援を行っていく。 *アウトリーチ: 自ら相談できない者に対し訪問支援等、積極的に働きかけること。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>